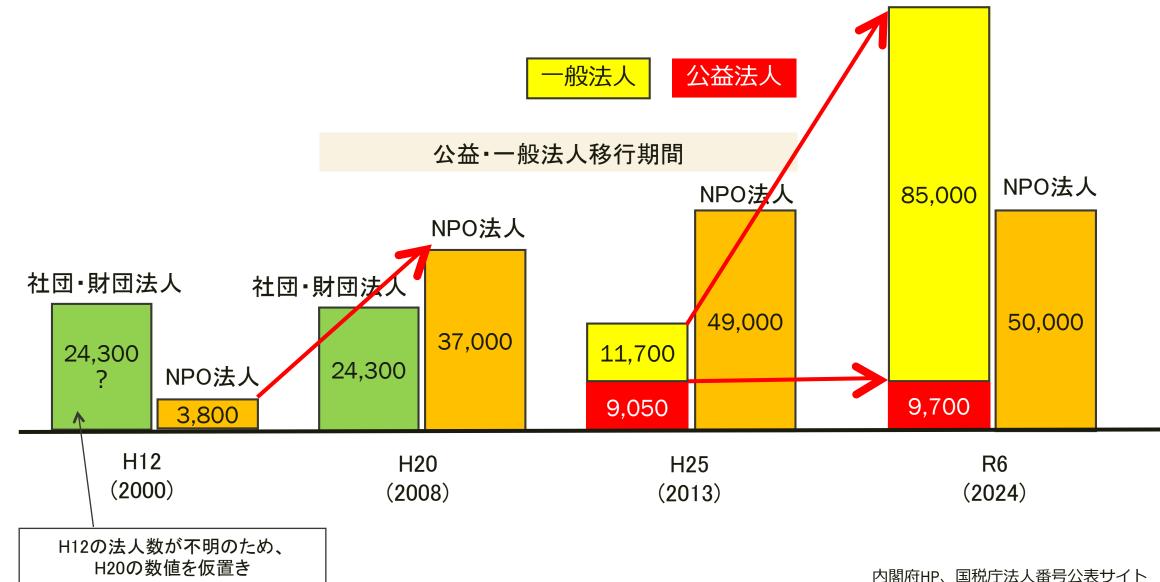
# 2025 公益法人制度改革

R6.11.29 宮城県私学·公益法人課 🛂



# 非営利法人数の推移



内閣府HP、国税庁法人番号公表サイト

## 公益法人の沿革

# 明治29年

# 平成20年

# 令和7年

「民法」

営利法人と

非営利法人

「一般法人法」 「公益法人認定法」 -般法人 (登記のみで設立) 「公益法人認定法」
改正

社団法人•財団法人

- ☞ 行政庁の許認可
- ፟ 不祥事、天下り

- 一般社団・財団法人公益社団・財団法人
- ♂ 合議制委員会
- び 厳格な事前規制・監督

公益的活動の自由な展開・ 伸長の制約

- ぶより国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革

# 改正の概要



## 公益法人認定法の概要(令和7年度適用)

# 財務規律の柔軟化・明確化



将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定(積立ては費用とみなす)



- 3 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更
- ③の保有上限の算定が、公益目的事業の経費1年間から過去5年間平均に見直し
- ③の保有上限とは別に、災害等の予見し難い事由に対応するための公益目的事業継続予備 財産を、その必要性を公表することで、保有が可能

# 2 行政手続きの簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、変更認定から届出制に見直し
- 公益目的事業の内容変更について、認定と届出を明確化し、公益目的事業に変化がないこ とが明らかな場合は、原則届出制

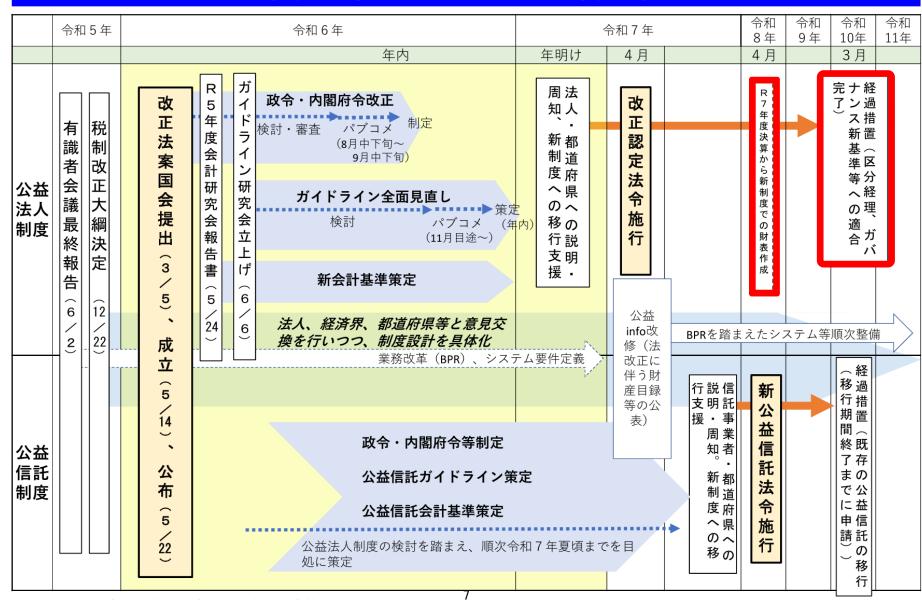
# 3 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- ① わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理(公益目的事業、収益事業等、法人運営)を貸借対照表含め原則義務付け
- ② 正味財産財源計算書(損益計算書)から「活動計算書」に名称、記載内容の変更
- ③ 公益認定の基準として、(1)理事・監事間の特別利害関係の排除及び(2)外部理事・監事の 導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項(ガバ ナンス充実に向けた自主的な取組等)を記載する
- ④ 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定
- ⑤ 併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定



🕳 施行日 令和7年4月1日

# 制度改革のスケジュール(予定)



# 中期的収支均衡



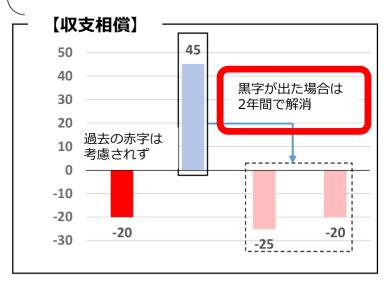
## 中期的収支均衡(概要)

第1回FU会合資料

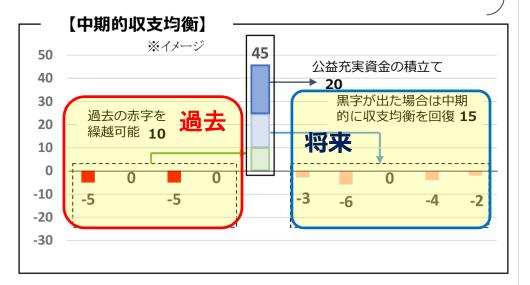
(検討を反映した修正あり)

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る<u>収入をその実施に要する適正な費用</u>(当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。)<u>に充てる</u>ことにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。(改正後法第14条)

- 収支相償原則(費用を超える収入を得てはならない)を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう収支 均衡(収入を費用に充てる)を規定
- ▶ 収支均衡の判定については、単年度ではなく中期的期間(内閣府令で定める期間)で行う趣旨を明確化
- ▶ 公益充実資金(公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金)についてはP9



- ①当該事業年度の収入と費用で収支相償を判定
- ②各公益目的事業別(公1・公2単位)に収支相償 (第一段階)の判定を行った上で、収益事業等か らの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相 償(第二段階)を判定。黒字が出た場合、当該事 業の拡大等により解消
- ③判定方法については、ガイドラインで規定



- ①当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能
- ②公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間 (5年間)解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないもの と判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消
- ③判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定
- ※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、コロナ禍における 10 運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。

## 中期的収支均衡

## <改正のポイント>

収支相償		中期的収支均衡
当該事業年度の収入と費用を比較	$\Rightarrow$	当該事業年度の収入と費用を比較、 <b>過去4年間で赤字があれば通算可能</b>
黒字が出た場合、2年間で解消	$\Rightarrow$	黒字が出た場合、 <u><b>5 年間で解消</b></u>
<u>各公益目的事業単位</u> (公1・公2単位)に		<u>公益目的事業全体</u> で中期的収支均衡を判定
収支相償を判定	$\Rightarrow$	※公益目的事業単位ごとの収支状況については、 損益計算書内訳情報で開示し、事業構造を確認
判定方法は、ガイドラインで規定	$\Rightarrow$	判定方法は、内閣府令で規定。財源の有効活用という制 度趣旨等をガイドラインに記載

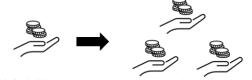
法施行後最初に開始する事業年度から適用 → 中期的収支均衡の判定フロー(次頁から)

## <資金活用のイメージ>





事業の対価収入に頼る芸術系の法人において、 公演が上手くいかず減少した収入減を、翌事業 年度以降の公演の黒字で回復する



奨学金支給を行う法人において寄附金を集める キャンペーンを行い(黒字)、翌事業年度以降、 それを原資に支給を拡大する

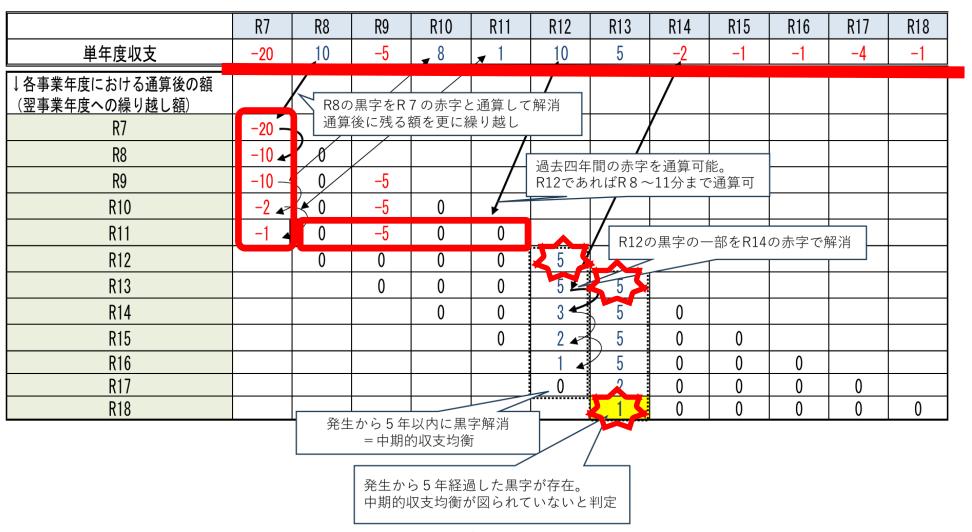




思わぬ黒字があった場合に、より時間をかけて 使途を検討し、新しい事業のために活用する

## 中期的収支均衡の判定フロー

令和7年事業年度から適用。新制度で単年度収支を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越しする。



## 新別表A(中期的収支均衡50%繰入)のイメージ①

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施(財務諸表の注記等に記載することを想定)。当該事業年度 = R12.4.1~R13.3.31としてシミュレーション。

## STEPO. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

	発生事業年度	残存剰余額		残存欠損額	
а	R7.4.1~R8.3.31	150	円		
b	R8.4.1~R9.3.31	300	円	0	円
С	R9.4.1~R10.3.31	0	円	0	円
d	R10.4.1~R11.3.31	0	円	0	円
е	R11.4.1~R12.3.31	0	円	0	円

過去から繰り越した、解消すべき 黒字(残存剰余額)、通算可能な 赤字を発生年度別に確認

## STEP1. 当年度の収支(黒字/赤字)の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

			収入		費用			
公益目的事業会計の損益計算書 益、経常費用	(一般純資産に係るものに限る)の経常収		1,000	円	1,100	円(		
減価償却費に係る調整(経常費用	の控除対象)			円	Δ 50	円	/	
公益充実資金に関する収支(当期 係る部分を除く)を「収入」欄に、積	の取崩額(公益目的事業財産の取得等に 立額を「費用」欄に記載)							
収益事業等から	収益事業から 生じた利益の繰入額		50	円				4
生じた利益の繰入額	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額		50	円				<b>生</b> (山
合計			1,300	円	1,400	円	Α	

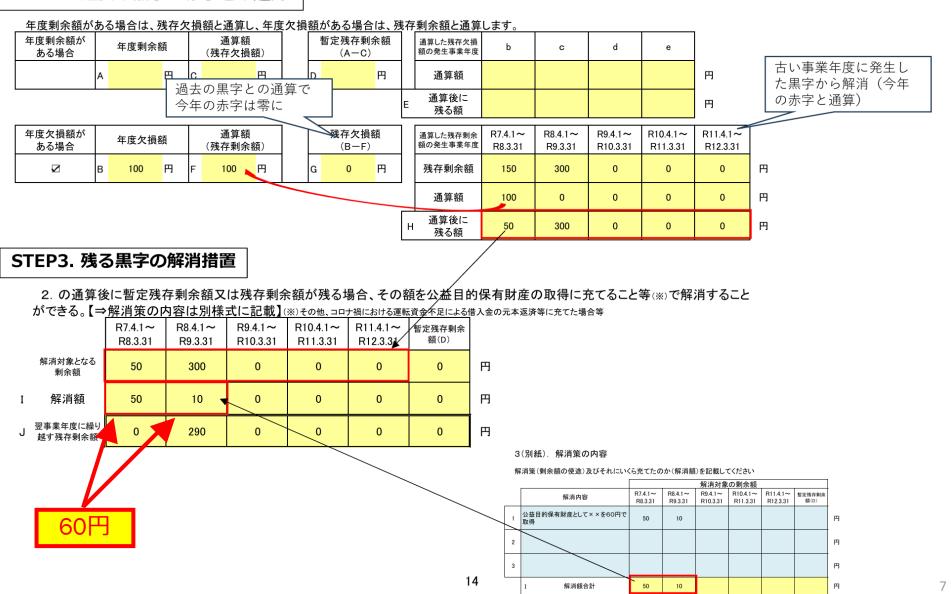
損益計算書の一般純資産(一般正 味財産)区分における経常収益・ 経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、 取得等の際に既に費用計上してい る資産についての減価償却費は、 2重に費用計上しないよう、その 分の減価償却費を費用額から控除

収入≧費用 収入<費用 年度剰余額 年度欠損額 (費用-収入) 円 B 100 円

## 新別表A(中期的収支均衡50%繰入)のイメージ②

### STEP2. 過去の黒字・赤字との通算



## 新別表A(中期的収支均衡50%繰入)のイメージ③

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定(5年経過しても解消していない黒字がないか)

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

=	ナルースーポールとして	K 1 21 1 C 22 1 - ( 1 7 2)		CANO POLOCO D	
	発生事業年度	残存剰余額		残存欠損額	
а	R7.4.1~R8.3.31	0	円		
b	R8.4.1~R9.3.31	290	円	0	円
С	R9.4.1~R10.3.31	0	円	0	田
d	R10.4.1~R11.3.31	0	円	0	円
е	R11.4.1~R12.3.31	0	円	0	円
f	R12.4.1~R13.3.31	0	円	0	円

黒字発生から5年間経過する前に解消、 中期均衡クリア。

中期的な期間(5年間)における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定(まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う。)。

## 新別表A(中期的収支均衡50%<mark>超</mark>繰入)のイメージ

下表の水色欄(□)を記載ください。黄色欄(□)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

17 - Maria Com Maria Mar											
残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額									
円											
円	円	円									
円	円	円									
円	円	円									
円	円	円									
	残存剰余額 円 円	残存剩余額     残存欠損額       円     円       円     円       円     円       円     円       円     円									

#### 1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例収入が特例費用を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

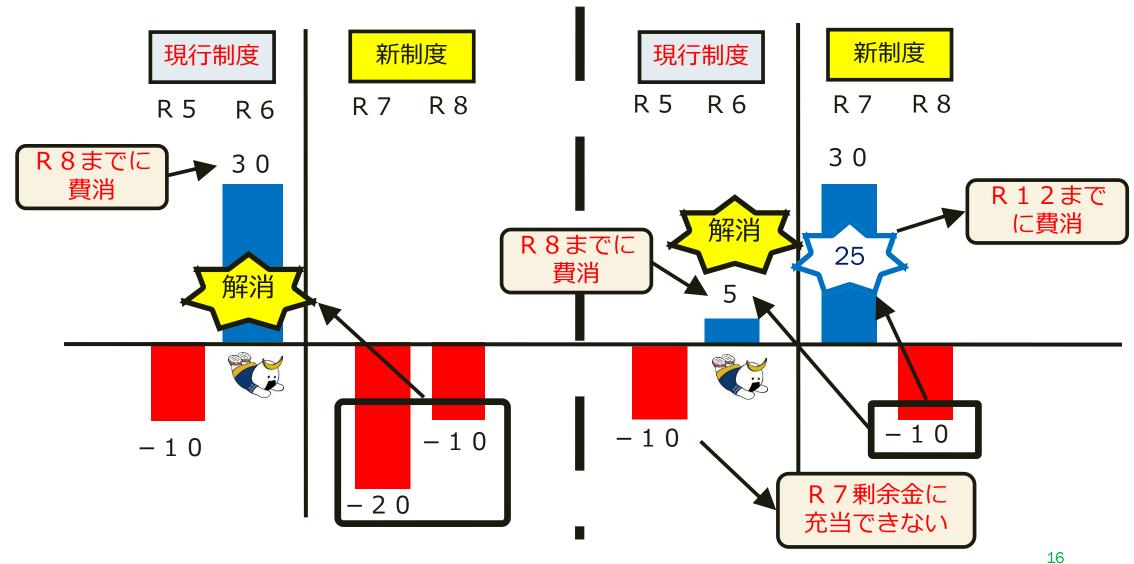
		特例収入		特例費用					
公益目的事業会計の損益計 益、経常費用	算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収		円		円				
咸価償却費に係る調整(経常	*費用の控除対象)		円	Δ	PI PI				
公益充実資金に関する収支 を「費用」欄に記載)	(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)		円		円				
公益目的保有財産に関する 取得等に関しては支出額を「		円		円					
4年以内に生じた(b~eに係	る)特例算定残存欠損額の合計額		円		円				
収益事業等から	収益事業から 生じた利益の50%		円						
生じた利益の繰入額	その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の50%		円			(特例費用-特征	例収.		
合計			円		円	А	F		

### 2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(	(特例費用一特例収入)			繰	り入れた利益の50 える部分	096を超		特例算定暫定年度欠損額		
A		円	_			円	=	В		円

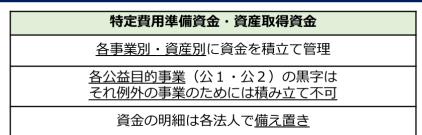
# 収支相償⇒中期的収支均衡の移行イメージ

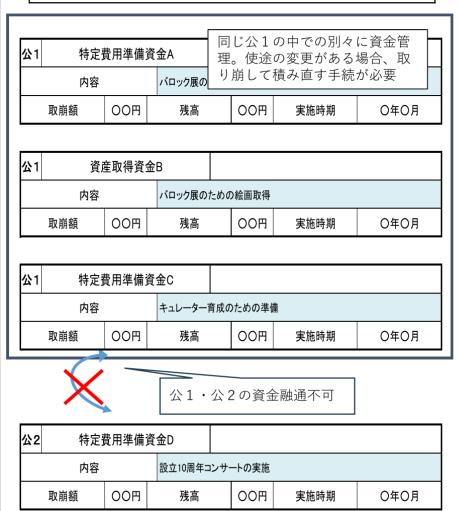


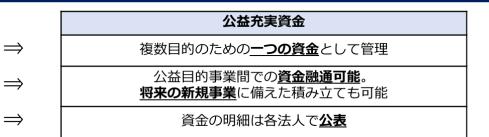
# 公益充実資金

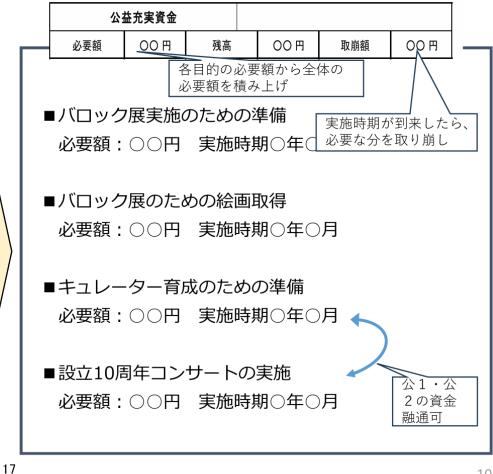


## 公益充実資金の管理









# 新別表A(公益充実資金)のイメージ①

### 新別表A (公益充実資金)

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄( ̄)を記載ください。黄色欄( ̄)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

		前年	度末			
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額		残高	
A(●●周年事業)	費用	2025	100,000	円	100,000	円
B(施設改良)	資産	2026	400,000	円	300,000	円
C(奨学金事業準備)	費用	2027	800,000	円	600,000	円
D(インフラ整備)	資産	2028	1,000,000	円	800,000	円
E(学術集会準備)	費用	2029	1,500,000	円	0	円
				円		円

計3,800,000

計1,800,000

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細		期首積立内訳(算定値	)	残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定	値)	積立基準額(算定値)	
A(●●周年事業)	費用	0	巴	0	円	0	年	-	円	1,462,229	円
B(施設改良)	資産	93,506	円	306,494	円	1	年	306,494	円		$\nearrow$
C(奨学金事業準備)	費用	187,013	円	612,987	円	2	年	306,494	円		
D(インフラ整備)	資産	233,766	円	766,234	円	3	年	255,411	円		
E(学術集会準備)	費用	350,649	円	1,149,351	円	4	年	287,338	円		
F(▲▲施設取得)	資産	935,065	円	3,064,935	円	10	年	306,494	円		

計1,800,000

計5,900,000

#### 2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西曆)	2025/4/1
---------------	----------

	本年度末											
前期末残高	取崩額(合計値)			取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額		
1,800,000	円	300,000	円	100,000	円	500,000	円	2,000,000	円	7,700,000	円	
各資金の明細		実施時期(年度)		所要額		取崩額(個別)			考			
A(●●周年事業)	費用	2025		0	円	100,000	円					
B(施設改良)	資産	2026		400,000	円	200,000	円	20	0,000分	のみ実施		
C(奨学金事業準備)	費用	2027		800,000	円	0	Ħ					
D(インフラ整備)	資産	2028		1,000,000	円	0	円					
E(学術集会準備)	費用	2029		1,500,000	円	0	円					
F(▲▲施設取得)	資産	2035		4,000,000	円	0	円					

計7,700,000

#### 4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除)							
A(●●周年事業)	費用	0	円	100,000	円					
B(施設改良)	資産	-	円	-	円					
C(奨学金事業準備)	費用	51,948		0	Ή					
D(インフラ整備)	資産	-	円	-	円					
E(学術集会準備)	費用	97,403	円	0	円					
F(▲▲施設取得)	資産	-	円	-	円					
合計		149,351	円	100,000	円					

# 新別表A(公益充実資金)のイメージ②

## 新別表A 公益充実資金

#### 認定規則第46条第1項第4号第7号

A 費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	●●周年事業
当該活動の内容	
計画期間(目的設定~実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数( 0 月)
所要額の算定方法	
D   次立	
B   資産   特定の事業又は資産取得等の名称	施設改良
付足の事業又は貝座収付寺の石が	他放攻及
当該活動の内容	
計画期間(目的設定~実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月 日数( 0 月)
所要額の算定方法	
C 費用 特定の事業又は資産取得等の名称	1位出入古世华准
特定の争未又は頁座取符等の名称	<b>奨学金事業準備</b>
当該活動の内容	
計画期間(目的設定~実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 5 年 月 月 月 月 日数 ( 0 月)
所要額の算定方法	



D 資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	インフラ整備
当該活動の内容	
計画期間(目的設定~実施)	西暦   日   日   日   日   日   日   日   日   日
所要額の算定方法	
E 費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	学術集会準備

当該活動の内容 計画期間(目的設定~実施)

所要額の算定方法

F   資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	▲▲施設取得
当該活動の内容	
計画期間(目的設定~実施)	西暦   日   日   日   日   日   日   日   日   日
所要額の算定方法	

年

月 月数( 0 月)

# 遊休財産規制の見直し



## 遊休財産規制の見直し

第1回FU会合資料 (検討を反映した修正あり)

- ●保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる 公益目的事業財産(公益目的事業継続予備財産(予備財産))を、保有制限の対象から除外(=安定した法人運営のための上限額を超過した財産 の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に)
- ●保有の上限となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本とする【府令】

(法令改正イメージ)

#### 現状 見直し後 使途不特定財産 保有上限50、一定の使途不特定財産を保有制 (会計別に区分されて 保有上限50、遊休財産額90 限の対象から除外し、保有制限の対象額50 いるが、使途は不特定) ⇒ 40超過 ⇒ 使途不特定財産全体として上限超過可能 の範囲は 全体 40 40 公益目的事業 継続予備財産 **50** 一定の使途不特定財産を法 25 遊休財産 **15** 人の意思(公表)により、 (会計別に区分されておらず、 10 制限の対象から除外 使途も不特定) ・災害等の予見し難い事由 に対応して公益目的事業 公益目的事業 を継続的に行うため必要 法人運営 (=合理的な理由 · 公益目的保有 ⇒府令で予備財産の要件 · 公益目的保有 財産 · 特定費用準備 ·特定費用準備 ・特定費用準備 として規定) ・特定費用準備 · 特定費用進備 財産 資金 金 公益目的事業財産である 資金 資金 · 公益充実資金 ·資産取得資金 · 資産取得資金 · 資産取得資金 資産取得資金 · 資産取得資金 保有制限の対象範囲は 使途が特定された財産 使途が特定された財産 部分のみ (法人会計) (公益目的事業会計)(収益事業等会計)

## 使途不特定財産規制

## <基本的な考え方>

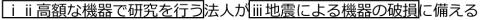
- ○**多種多様な法人**が、自らの事業内容などに鑑み説明責任を果たすことで、**必要な財産を確保**できるように
- ○他方、**法人内部で過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態は避ける必要**
- ○**予備財産額の妥当性**(予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額)が重要

## <具体策>

- 予備財産額の妥当性を確認するため、以下が満たされていることを予備財産の要件として規定【府令】
  - ① i 法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 法人が想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、 当該事由が発生した場合に備えたiv 平時の取組の状況その他の事情に鑑み、公益目的事業を継続的に行うための 資金を保有する必要性があること
  - ② 上記の必要性に基づき、当該事由が発生した場合において、公益目的事業を継続的に行うために v 必要な金額(必要額)が算定されていること
  - ③ 予備財産額が必要額を超えないものであること
- ①~③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、<u>法人自ら公表</u>する必要。③については、財務諸表の注記又は附属明細書上で開示される使途不特定財産額の算定の中で明らかにする想定 ⇒予備財産を保有する場合の使途不特定財産額の 算定プロセスのイメージ(次頁)
  - ※ 法施行後最初に開始する事業年度から適用

**<公益目的事業継続予備財産活用のイメージ>** ※ i ∼ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応





→ [iv予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保 (例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先 を探す)しておき、[v 再調達価格分を限度額として算定]し予備財産 を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開







ii 演奏会を行う法人がiii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及びiii 中止期間の固定費の支払いに備える

→ [iv予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成]し、当該体制の下で、[v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算] [定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開]

17

## 新別表C(1)使途不特定財産額のイメージ

別表C(1) 使途不特定財産額の 保有制限の判定

事業	自	法人コード	
年度	至	法人名	

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。 使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

<del>支途不特定財産額=資産ー(負債+一般社団・財団法人法第131条の基金)ー(控除対象財産ー控除対象財産の対応負債の額※)ー予備財産額</del>

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される

な数値を作成します。)

1. 使途不特定財産額の計算に	必要な数値	直の作成(下記:	3. 及び4. に必要な
資産の部			負債の部
控除対象財産の額(●●から転記)	2	円	控除対象財産に直接対
流動資産(控除対象財産以外)の額		円	流動資産(控除対象財産
固定資産(控除対象財産以外)の額		円	固定資産(控除対象財産
			引当金勘定の合計額
			その他負債(各資産に)
			負債の合計額
			純資産の部
			一般社団·財団法人法
			指定純資産の額
			一般純資産の額
資産計	5	P	負債の部及び純資産
2. 使途不特定財産額の保有上	限額(=公	益目的事業の	実施に要した費用の

負債の部		
控除対象財産に直接対応する負債の額	6	F
流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	F
固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	8	F
引当金勘定の合計額	9	F
その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	10	F
負債の合計額	11	F
純資産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金の額		F
指定純資産の額		F
一般純資産の額		F
負債の部及び純資産の部合計	11	Р

#### の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した 費用の額に準ずる額	20	货
R7.4.1~R8.3.31	Ħ		毒
R8.4.1~R9.3.31	Ħ		븰
R9.4.1~R10.3.31	Ħ		甫
R10.4.1~R11.3.31	H	《当該等	菜
R11.4.1~R12.3.31	円		

I	20	保有上限額		1
	N	基本(過去5年間の平均値)	P	3
Γ		当該事業年度の値	Р	3
		前事業年度の値	P	3
(	当該事	業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記	殿)	1
				ı

#### (当該事業年度にける公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度			
機益計算書上の公益目的事業に係る 純資度及び指定純資産に係るもの)の			円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額			円
公益充実資金の積立額(上限あり)(●●から転記)			円
ä†		0	円

	円		
公益》	『施費用	fl額から控除する引当金の取崩額	Ħ
財産の	D譲渡援	)、評価損等の額	Ħ
公益チ	<b>E実資金</b>	の取崩額(●●から転記)	H
		控除額計	0 円

#### 3. 使途不特定財産額の計算

資産 5欄	24	0 円
負債 11欄	25	0 円
一般社団・財団法人法 第131条の基金 12個	26	0 円

控除対象財産の額 2個	27	0 P
対応負債の額 39欄	28	0 P
予備財産額	29	0 円
使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合は0)	30	0 P

#### 4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

#### 公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

			_					
公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法								
控除対象財産の額 2欄	31	0	F					
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	0	F					
指定純資産の額	33	0	F.					
31欄-32欄-33欄	34	0	F					
引当金勘定の合計額 9欄	35		F.					
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0	F.					
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0	F					
一般純資産の額	38	0	F.					
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0	F					

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法							
控除対象財産の額 2個	31	F					
指定純資産の額	33	F					
31欄-33欄	34	0 P					
引当金勘定の合計額 9欄	35	F					
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円					
一般純資産の額	38	0 P					
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	F					

#### 【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 20欄	40	
使途不特定財産額 30欄	41	
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

事業年度が1年でない場合は、欄 外の第40欄の値が転記されます。

## 新別表C(3)資産取得資金、(4)特定費用準備資金のイメージ

#### 【別表C(3) 資産取得資金】

控除対象財産(使途拘束資産)における4. 資産取得資金の明細となります。

事業 番号		産取得資金の名称 貸借対照表科目名)					
対象となる資産の名称							
当該資産の目的							
計画期間(事業年度)		年度 ~		年度(	1	年間	)
資産取得等予定時期							
資産の取得等に必要な額の 算定方法							
資産全体に占める公益目的 事業以外に使用する割合(%) (共用財産の場合のみ)	×1 %	資産全体に占める 公益目的事業以外に 使用する割合の説明 (共用財産の場合のみ	)				
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを 行った場合のみ)	,						

- ※1 資産の区分が可能な場合には資産の配賦割合を、物理的な特定が困難で一の資産とした場合には使用割合を記載してください。
- 1. 控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の **2 繰入割合	積立額 取崩額		資産取得資金の額 (累計)	年度末の積立限度額	
3年度前		円	円	Ħ	円	
前々年度		円	円	0 円	円	
前年度		円	円	0 円	円	
当年度		円	円	0 円	円	
次年度		円	円	0 円	円	
次々年度		円	円	0 円	円	
3年度後		円	円	0 円	円	

<sup>※2</sup> 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

#### 【別表C(4) 特定費用準備資金】

控除対象財産 における5. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表 における特定費用準備資金当期積立額及び取削額の算出に用います。

事業 番号				i資金の名称 長科目名)					
将	来の特定	≧の活動の名称							
当該活動の内容									
į	計画期間	(事業年度)		年度 ~		年度 (	1	年間	)
当	该活動σ	実施予定時期							
積	立限度	額の算定方法							
(当該事		)目的外取崩し に取崩しを )			 				

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

#### 【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の ※1 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
0		円	円	0円	Ħ
		Ħ	円	円	円
		Ħ	Ħ	円	Ħ
		Ħ	Ħ	Ħ	Ħ
		Æ	Æ	Ħ	Ħ
		円	円	円	Ħ
		Æ	Ħ	Ħ	Ħ
		巴	Ħ	円	Ħ
		Ħ	円	円	Ħ
		Ħ	Ħ	Ħ	円
		円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。(将来の年度は、記載不要です。)

#### 【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額	
	0円	0円	0円	0円	

算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5) V (特定費用準備資金当期積立額)及び別表B(5) VI (特定費用準備資金当期取崩額)に 転記してください。



# 新別表C 公益目的事業継続予備財産のイメージ

## 新別表C 公益目的事業継続予備財産 認定規則第46条第1項第8号

事業年度	自	法人コード	
年度	至	法人名	

### 【公益目的継続事業予備財産】

公益目的継続事業予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性			公益目的継続事業予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組							
			4ヶの 7 声口 ローザ 米 7 を のい。 四 年 5 ようご	Piec IV	がソンチをいる間んだってはマンスを含					
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。						
③公益目的継続	事業予備財產	額	使途不特定財産額から控除される予備 業財産(対応する負債を除く)の額」のい			ない公益目的事				
21	限度額		使途の定まっていない公益目的事業財 産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的継続事業予備財産額					
		円	P	#	А					
(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額=公益目的事業会計の資産額ー負債の差額ー公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定										

## 遊休財産(使途不特定財産)の移行イメージ

